

公衆の見やすい場所に表示する「氏名等」（法第5条）

特定金属くず買受業

開始届出書を提出した 公安委員会	埼玉県公安委員会
届出番号	第43260189号
氏名又は名称	株式会社Y—m a x x
営業所の名称	株式会社Y—m a x x

※埼玉県警察HPに氏名等表示のデータを掲載しています。

備考

- 1 文字及び枠線の色彩は黒色、地の色彩は白色とする。
- 2 16ポイント以上の明朝体又はゴシック体で作成することが望ましい。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

～主な注意事項～

- 1 届出事項に変更があった時、営業所を廃止した時は、届け出ること。
(法的根拠：法第3条)
- 2 営業所ごとに、公衆の見やすい場所に上の例により氏名等を表示し、ウェブサイト
有している場合は同内容を掲載すること。
(法的根拠：法第5条)
- 3 自己の名義で他人に特定金属くず買受業を営ませないこと。
(法的根拠：法第6条)
- 4 特定金属くずの買受けを行う際には、相手方の本人確認をすること。
(法的根拠：法第7条)
- 5 法第7条に基づき本人確認を行った場合は、本人確認記録を作成し、3年間保存すること。
(法的根拠：法第8条)
- 6 特定金属くずの買受けを行った場合には、取引記録を作成し、3年間保存すること。
(法的根拠：法第9条)
- 7 買受ける特定金属が盗難品であると疑われるときは、警察官に申告すること。
(法的根拠：法第10条)
- 8 警察職員が営業所又は金属くずの保管場所に立入り、営業状態を検査することがある。
(法的根拠：法第13条)